

概要版

第2期 笠間市子ども・子育て支援事業計画 (案)



令和2年3月
笠間市

計画策定の趣旨

わが国では少子高齢化と人口減少の進行が予測されており、出生率減少と少子化に早期に歯止めをかけるため、子育て環境の充実が国全体の最重要テーマのひとつとなっています。

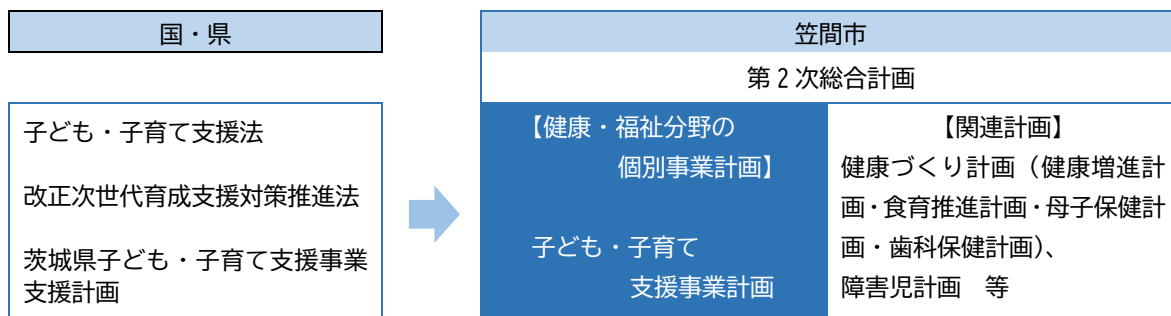
『令和』という新しい時代を迎えた今、笠間市では「第2期笠間市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、市民・企業・関係団体等と協力・連携して、より質の高い教育・保育の提供とともに、すべての子どもが健やかに成長する子育て環境づくりに取り組みます。

計画の位置付け

【法的根拠】「子ども・子育て支援法」の基本理念（第2条）を踏まえ、同法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当します。

また、第1期計画に引き続き、「次世代育成支援対策推進法」の一部改正において市町村の努力規定として定められた「市町村行動計画（次世代育成支援行動計画）」を一部包含します。

【本市の位置付け】市政の最上位計画である「笠間市第2次総合計画」の個別事業計画のひとつに位置付けるとともに、茨城県子ども・子育て支援事業支援計画、関連分野の計画・方針との整合ならびに連動を図ります。



計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間

基本理念

地域みんなで支え合う 子育てのまち 笠間市

家庭における子育ての孤立感を和らげ、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じ、親として成長しながら子育てができるよう、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりにこれまで以上に取り組みます。

乳幼児期からの子どもの発達に応じた適切な保護者の関わり、質の高い教育・保育、子育て支援の安定的な提供により、子どもが安心して育まれ、子ども同士が集団の中で育ち合う環境づくりに向けて取り組みます。

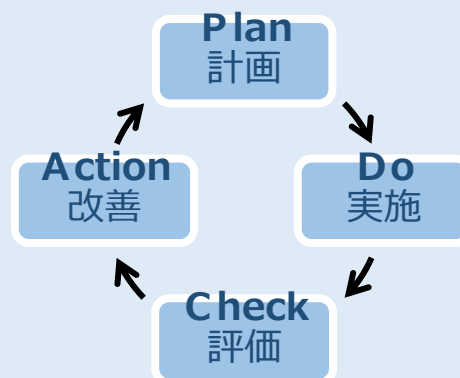


計画の推進

①計画の推進体制

庁内体制の整備
地域活動との連携
市民への広報・啓発
市民意見の反映

②計画の点検・評価・改善 (PDCAサイクル)



学識経験者、関係団体、保護者等で構成する
「笠間市子ども・子育て会議」で評価・見直し

計画の内容

1 教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育の量の見込み（利用想定人数）は、高い就業率や教育・保育の無償化（注）の影響を勘案し、1号認定は減少、2号認定と3号認定は増加で見込みます。3号認定については、笠間市全体の待機児童を緩和するため、計画年度中に提供体制を確保していきます。

（注）子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が施行され、令和元年10月から幼稚園、保育所、認定こども園等の無償化（子育てのための施設等利用給付の創設）が導入されました。

各年4月1日現在（単位：人）		1号認定		2号認定		3号認定		
		3歳	4・5歳	3歳	4・5歳	0歳	1歳	2歳
令和2年度	量の見込み①	235	560	255	530	78	225	230
	提供体制							
	特定教育・保育施設	306	610	314	635	131	190	238
	地域型保育、認可外保育等					8	11	12
	合計②	306	610	314	635	139	201	250
令和3年度	差 ②－①	71	50	59	105	61	△24	20
	量の見込み①	220	517	256	552	83	230	235
	提供体制							
	特定教育・保育施設	296	590	314	635	136	212	250
	地域型保育、認可外保育等					13	18	18
令和4年度	合計②	296	590	314	635	149	230	268
	差 ②－①	76	73	58	83	66	0	33
	量の見込み①	210	447	257	554	88	235	241
	提供体制							
	特定教育・保育施設	286	570	314	635	136	224	250
令和5年度	地域型保育、認可外保育等					18	25	24
	合計②	286	570	314	635	154	249	274
	差 ②－①	76	123	57	81	66	14	33
	量の見込み①	202	408	258	556	92	240	246
	提供体制							
令和6年度	特定教育・保育施設	276	550	314	635	136	224	250
	地域型保育、認可外保育等					18	25	24
	合計②	276	550	314	635	154	249	274
	差 ②－①	74	142	56	79	62	9	28
	量の見込み①	190	383	259	558	96	245	251
	提供体制							
	特定教育・保育施設	266	530	314	635	136	224	250
	地域型保育、認可外保育等					18	25	24
	合計②	266	530	314	635	154	249	274
	差 ②－①	76	147	55	77	58	4	23

2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の量の見込み

友部地区の待機児童を緩和するため、令和3年度までに、実施施設、クラス、定員数を増やしていく計画です。

区分	項目	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み						
低学年	利用者数（実人数）	794	780	794	783	756
高学年		398	404	390	377	371
合計		1,192	1,184	1,184	1,160	1,127
計画						
定員数（全学年）	人	1,332	1,371	1,371	1,371	1,371
低学年（※）	クラス数	38	39	39	39	39
	実施か所	19	19	19	19	19
高学年（※）	クラス数	38	39	39	39	39
	実施か所	19	19	19	19	19

（各年4月1日現在）（※）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）公設と民設児童クラブの合計数

計画の内容

地域子ども・子育て支援事業は、地域資源の活用、市民同士の支え合い、関係機関との連携を基盤に事業の充実を図ります。

地域子ども・子育て支援事業	5年間の提供体制	運営
①利用者支援事業	子育て世代包括支援センター「みらい」（笠間市保健センター内）において、引き続き実施します。	直
②時間外保育事業（延長保育事業）	現行の認定こども園、保育所（園）等において、引き続き実施します。	直 民
③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	友部地区の待機児童を緩和するため、令和2年度以降、民間児童クラブと連携し、実施施設、クラス、定員数を増やします。 利用者意見をクラブ運営に生かすよう、クラブ運営者との情報交換、保護者へのアンケート等を実施します。	委 民
④子育て短期支援事業	短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）は、県内の児童養護施設等と連携し、引き続き実施します。 夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）は市内及び近隣の施設でも提供体制を確保できないため、引き続き実施の可能性を検討します。	委
⑤乳児家庭全戸訪問事業	保健センター職員等がすべての乳児を対象に、引き続き実施します。	直
⑥養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク強化事業	今後、子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども家庭支援への相談、要保護・要支援児童への支援や関係機関との連絡調整の強化を図ります。	直
⑦地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター「みつばち」「くりのこ」「かんがるー」において、引き続き実施します。	直 委
⑧一時預かり事業	現行の各施設において、引き続き実施します。	直 民
⑨病児保育事業	現行の各施設において、引き続き実施します。	直 民
⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	笠間市ファミリー・サポート・センターにおいて、引き続き実施します。利用促進に向けて、会員（特に提供会員）募集と積極的なPRを継続します。	委
⑪妊産婦健康診査	医師会の協力を仰ぎながら、健康診査の内容や必要性について周知を図り、受診促進に取り組みます。	委
⑫実費徴収に伴う補足給付事業	教育・保育施設等と連携して対象となる世帯の把握に努め、適切な利用を図ります。	直
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	教育・保育ニーズに対応する多様な事業者の能力を活用するため、事業者に対する助言・指導等の支援策を講じます。	直

※ 直：市直営 委：業者委託 民：民営

3 子ども・子育て支援給付に係る 教育・保育の一体的提供等の推進

①幼稚園及び保育所（園）の認定こども園への移行促進・普及

取り組み事業	◆ 幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持つ認定こども園は、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に利用できる施設です。 ◆ 幼稚園及び保育所（園）から認定こども園への移行に必要な支援に努め、認定こども園の普及を図ります。 ◆ 幼稚園教諭と保育士への合同研修等に努めます。
--------	---

②質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進

取り組み事業	◆ 乳幼児期の発達には連続性を有し、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。 ◆ この点を十分に認識し、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行うため、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、相談や適切な情報提供を行います。 ◆ 発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びや、子どもの健全な発達のための環境づくりを進めます。 ◆ 子どもの育ちを支援する幼稚園教諭、保育士等の専門性向上に向けた研修の実施、施設・設備等の充実、認定こども園、幼稚園及び保育所（園）等と小学校との交流・連携の推進を図ります。
--------	--

③育児休業後等における特定教育・保育施設の円滑な利用支援

取り組み事業	◆ 産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて特定教育・保育施設等を利用できるように、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。 ◆ 計画的な教育・保育施設の提供体制の確保に努めます。
--------	---

④子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

取り組み事業	◆ 子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育無償化対象の認定を受けた3歳以上の児童が利用する認可外保育施設、預かり保育、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターに係る施設等利用費を補助します。
--------	---



4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

①子どもを支えるためのひとり親家庭の自立支援の充実

取り組み事業	◆ 児童扶養手当事業 ◆ 就学援助費の支給 ◆ ひとり親家庭等の親への自立支援、就業支援（母子父子自立支援員の設置） ◆ 高等職業訓練促進費
--------	---

②社会的支援を要する子どもへの支援

ア 子ども・保護者（支援者）等に対する支援の充実

取り組み事業	◆ 友部特別支援学校（「どんぐり教室」幼児の相談指導教室）との連携 ◆ 外国にルーツを持つ子どもへの支援 ◆ 乳幼児期を含め早期からの教育相談・進路指導 ◆ 特別支援教育の充実（インクルーシブ教育＊1、合理的配慮＊2の充実） ◆ 小・中学校と特別支援学校との交流 ◆ 相談窓口のワンストップ化の推進 【新規：令和2年度】 ◆ 親子フォローアップ教室の実施 ◆ 幼児のこたばとこころの教室の実施 ◆ 児童発達支援の実施 【新規：令和2年度】 ◆ 保育施設等巡回相談 ◆ ペアレントトレーニングの実施 【新規：令和2年度】 ◆ 支援者等研修の実施 【新規：令和2年度】
--------	---

イ サービス・相談支援体制の充実

取り組み事業	◆ 認定こども園、幼稚園、保育所（園）、小学校、放課後児童クラブ、特別支援学校等との連携、研修による専門性の向上 ◆ 放課後児童健全育成事業における障がい児、特別支援学校児童の受け入れ体制の整備 ◆ 発達が気になる子ども等の総合的な相談・育成支援 【新規：令和2年度】 ◆ 基幹相談支援センターによる相談支援 ◆ 医療的ケア児の支援体制の充実 ◆ スポーツや芸術文化を通じた障がい者の自立と社会参加機会の拡充 ◆ 障がい児の補装具・日常生活用具の交付 ◆ 障がい児通所支援サービスの実施
--------	--

③児童虐待防止対策の充実

取り組み事業	◆ 家庭児童相談員との連携 ◆ 幼稚園、保育園、認定こども園、学校、病院等との連携 ◆ 乳児家庭全戸訪問事業 ◆ 養育支援訪問事業の推進 ◆ 子育て短期支援事業の推進 ◆ 出産や子育てに関する講演会の開催 ◆ 要保護児童対策地域協議会との連携 ◆ 子どもを守る地域ネットワーク強化事業 ◆ 子ども家庭総合支援拠点の整備・運営 【新規：令和3年度予定】
--------	---

(※1) インクルーシブ教育：障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けることであり、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった特別支援教育が必要となる。インクルーシブとは「包括的な」「包み込む」という意味。

(※2) 合理的配慮：障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために状況に応じて行われる配慮のこと。インクルーシブ教育においては必要な合理的配慮の提供が必須となる。

5 子育てと仕事の両立支援

①子育てと仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）の普及

取り組み事業	◆ 男女が働きやすい環境づくりのための広報、情報提供、フォーラム等の開催 ◆ 「キラリかさま優良企業認定制度」の普及 ◆ 育児・介護を担う労働者への情報提供
--------	--

②子育てと仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）のための基盤整備

取り組み事業	◆ 教育・保育施設の整備 ◆ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施施設の整備 ◆ 笠間市ファミリー・サポート・センターの活動促進 ◆ 再就職に向けた就業支援
--------	---

注：国は「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」だが、本計画の趣旨に沿って「子育てと仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）」に言い換えている。

第2期笠間市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

令和2年3月 笠間市保健福祉部子ども福祉課